

第4編 警告・命令処理要領

第4編 警告・命令処理要領

第1章 警告に係る処理要領

第1 警告に係る基本的事項

警告の意義	1 警告の意義 警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示である。
警告の法的性質	2 警告の法的性質 警告は、違反事案について関係者に具体的な是正意思が認められない場合又は違反内容の実態から火災予防上必要と認める場合に、命令等の前段的措置として行うのが原則で、警告事項の履行を強制し得ない点において行政指導である。
警告の主体	3 警告の主体 警告は、行政指導としての事実行為であるから、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である消防署長等が行うのが適当である。
警告の客体	4 警告の客体 当該警告事項について履行義務のあるものを名あて人とする。また、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に警告する。 履行義務者である名あて人は、違反の内容、賃貸借契約の内容、業務の委任状況等により判断する必要があるため、違反調査の際、事実認定資料（賃貸借契約書、その他 表3-1参照）により十分に確認し特定する。 ※ 民事再生法適用法人の場合 民事再生法の適用を受けた法人の場合、債務者自身が裁判所に認可した再生計画に基づき会社を再建する。また、原則として債務者自身が財産の管理や処分権を持ち、経営を引き続き担当するため、名あて人は債務者自身になる。ただし、管財人が選任された場合、管財人を名あて人とする。 ※ 会社更生法適用法人の場合 会社更生法を適用された法人は、裁判所が選出した管財人が取締役になって、会社の事業経営、財産の管理・処分権などの広範な権限を持ち、会社の再建を担当するため、名あて人は管財人とするのが妥当と思われる。
警告の要件	5 警告の要件 警告の要件は、警告が命令の前段措置として行われるものであるため、命令要件と一致するのが通常である。 なお、警告内容は実現不可能であったり、不明確であってはならない。

第2 警告事務処理フロー

事務処理手順	処 理 要 領
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">警告処理の決定</div>	<p>違反処理方針を決定する</p> <p>※ 違反調査内容が違反処理基準に定める要件に該当する場合 警告は、違反事案について関係者の具体的な是正意思が認められない場合又は違反内容の実態から火災予防上必要と認める場合に行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">警告書作成</div>	<p>警告は命令の前段的措置として行うので、記載事項の正確性を期す必要がある。(第4編第1章第3参照)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">警告書交付</div>	<p>警告書は、名あて人に直接交付し、受領書(第4編第1章第4参照)に署名押印を求める。</p> <p>※ 名あて人に直接交付できない場合は、下記のいずれかの方法により交付する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">警告事項の進捗状況の確認 警告事項の追跡指導</div>	<p>① 名あて人の住所、居所、営業所又は事務所等において名あて人が不在の場合は、名あて人と相当の関係のある者(名あて人の従業者若しくは配偶者又は防火管理者等)が警告書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に警告書を交付し、交付した者に受領書を求める。(代理人)</p> <p>② 直接交付ができない場合で、名あて人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことができ、この場合、後日、名あて人から受領書を求める。</p> <p>③ 配達証明郵便(必要に応じて配達証明付き内容証明郵便)により送達する。(第4編第1章第4参照)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">履行期限の到来</div>	<p>警告を行なった後は、履行期限まで静観することなく、電話・出向等により受命者の是正意思の後退又は中断のないように終始一貫した追跡指導を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">確認調査</div>	<p>履行状況の確認調査を行なう。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> (未是正) (是正) </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">命令の事前準備</div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">違反処理終了</div> <p>これまでの指導記録にかかる違反調査報告書により今後の違反処理の方針を決定する。</p>

第3 警告書の作成要領

1 警告書の作成要領

① 名あて人

- (1) 警告の名あて人は、これに従わなかった場合、被命令者又は被告発人ともなるのであるから、後日名あて人の同一性が失われることのないよう、警告事項について履行義務のある者をよく確認して特定する。
- (2) 名あて人の住所については、自然人の場合、その者の住所を記入し、法人の場合で、その代表者あてとするときは、本店の所在地、支配人あて（支店長、工場長等商法第38条に定める代理権を有する者）とするときは、当該支配人の管理下にある対象物の所在地とする。

例1 法人の代表者あての場合

本店の所在地
法人名
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

例2 法人の支配人あての場合

当該対象物の所在地
法人名、事務所名
支店長 ○ ○ ○ ○

② 警告の主体

消防署長名を記入し、押印する。

③ 所在欄

所在欄には、警告の対象となる事業所の所在する場所を記入する。名あて人の住所とは必ずしも同一ではない。

④ 名称欄

名称欄には、警告の対象となる事業所の名称を記入する。

⑤ 用途欄

- (1) 用途欄には、事業所のうち警告の対象となるものについて令別表第1に掲げる用途名を記入し、必要に応じ物件名をカッコ書する。

例 共同住宅、作業所（敷地内の野積みされた危険物）

- (2) 複合用途防火対象物については、防火対象物全体の所有者に対して警告する場合以外は、警告の対象となるそれぞれの用途名を記入する。

- (3) 一事業所内に警告の対象となる種々の用途又は名称の対象物が存在するときは、主たる用途のみを記入し、他の用途又は名称については、警告事項の文面において特定する。

例1 工場の敷地内に警告の対象となる工場2棟、倉庫1棟、食堂1棟がある場合

- a A工場の○○は……………。
- b B工場の○○は……………。
- c ○○倉庫の○○は……………。
- d 従業員食堂厨房の○○は……………。

例2 病院の敷地内に警告の対象となる病棟1棟、看護師寮1棟がある場合

- a B病院2階の○○は……………。
- b 看護師寮の○○にある○○は……………。

⑥ 警告要件欄

警告を行う理由を記載する。

(例)「消防法第○条第○項違反」、「消防法違反」（警告する違反条項が多数ある場合。）、「○○市火災予防条例第○条第○項違反」、「火災の予防に危険」、「火災が発生したならば、人命に危険」、「消防法第○条第○項違反があり、火災が発生したならば人命に危険」等

⑦ 警告事項欄

(1) 内容及び表現

警告事項欄には、是正すべき違反事項を明確に記入し、結びの表現は「……こと。」と表現する。

(2) 履行期限

履行期限については、社会通念上並びに火災予防上の見地から判断し、履行可能にしてかつ妥当なものを決定し、警告事項の文面に具体的に明示する。

警告の履行期限は、個々の違反事項について通常(社会通念上)是正可能と認められる客観的所要日数と公益上(火災予防上)の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。例えば、消防用設備等の場合には、見積りに要する期間、着工届、工事期間、工事可能日及び時間帯、更に設置届、検査等に要する期間等総合的に検討して履行期限を決定する必要がある。

(3) 適用法条の記載

警告事項の末尾には、その内容にかかわる消防法令又は関係法令の適用法条をかつこ書きする。この場合法令名の略称を用いてはならない。

2 作成上の留意事項

(1) 警告事項多数の場合

警告事項が多数にわたり、警告事項欄のみによって処理し得ないときは、警告事項を記載した別紙を添付すること。この場合、添付された別紙が警告書と一体のものであることを証するため、契印しておく。

(2) 文字の訂正等

記入された文字は、改変してはならない。改変とは、文字の訂正(文字の削除及び挿入)を意味するものではなく、書かれた文字そのものうえに手を加えて、別の文字に改めることである。例えば各と書かれた文字のうえに手を加えて客と書き直すような場合がこれに当たる。文字を削るときは、削るべき文字に横線2条を引いて押印(警告者の公印)し、欄外に「削○字」と記入すること。また文字を加えるときは、加入箇所を明白に示し、行の上部に加えるべき文字を記入して押印し、欄外に「加○字」と記入する。

作成例 1 「防火管理者未選任に対する警告」

〇〇第〇〇号

平成〇年〇月〇日

- ① 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

- ② 〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

警 告 書

- ③ 所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
④ 名 称 株式会社〇〇〇 〇〇〇店
⑤ 用 途 百貨店

⑥

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。
なお、この警告に従わない場合は、消防法第8条第3項の規定に基づく命令を行うことがある。
命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

- ⑦ 警告事項
平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、防火管理者を選任し、届け出ること。
(消防法第8条第2項)

第4 配達証明郵便又は内容証明郵便による送達要領

送達の意義	<p>1 送達の意義</p> <p>送達とは、本来訴訟に関する書類の内容を知らせるため、法定の形式に従ってその書類を関係人に交付する裁判機関の行為をいう（民事訴訟法第98条～第113条）。</p> <p>違反処理において関係者に警告書や命令書などの書類を交付する行為も、便宜上送達と呼び、裁判機関におけるやり方にならって、書類の内容を関係者に確実に知らせることを目的とし、その内容をめぐる後日の争いを未然に防止しておこうとするものである。</p>
配達証明郵便	<p>2 配達証明郵便</p> <p>関係者が立入検査結果通知書・警告書等の受領を拒否するため郵送により送達する場合、あるいは関係者が遠隔地に居住するため郵送により送達する場合等は、原則として配達証明郵便（必要に応じて配達証明付き内容証明郵便）とする。これにより、配達した事実が証明される</p> <p>(1) 配達証明郵便とは、「差出人から差し出された郵便物が、書留配達証明郵便物として確かに受取人に配達された」ことを郵政公社が証明する取扱いで、郵便法に定められた制度である。（郵便法第62条）</p> <p>(2) 配達完了後に、郵便物配達証明書（葉書）が郵便局から差出人に送達される。</p> <p>(3) 通常は差し出し時に手続きをとるが、差し出し後でも可能である。ただし、手数料は割高になる。</p> <p>(4) 配達証明郵便を利用するときは、消防吏員名で作成された文書であっても、差出人は原則として消防署長とする。</p> <p>(5) 配達証明書は、受領書に準じて扱う。</p>
内容証明郵便	<p>3 内容証明郵便（内容証明郵便記載例参照）</p> <p>(1) 内容証明郵便とは、「差出人から差し出された内容の書面が、書留内容証明郵便物として確かに差し出された」ことを郵政公社が証明する取扱いで、郵便法に定められた制度である。（郵便法第63条）</p> <p>(2) 内容証明郵便は、文書を出したことの証拠となり、また文書に確定日付を与える効力があるので、「法律的に重要な意味を持つ意思表示」の文書に利用される。</p> <p>(3) 証明を求める内容の書面（送付用）と、謄本2部（郵便局保管用、差出人保管用）を作成し、封をせずに郵便局に持参すると「差出年月日に確かに差し出されたこと。」が謄本に証明され、差出人に交付される。</p> <p>(4) 証明は、謄本の余白に「この郵便物は、平成〇〇年〇月〇日、第〇〇号書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。〇〇郵便局長」と記入し、局印を押印することでなされる。</p> <p>(5) 内容証明は、郵便物の内容と、それが差し出されたことの証明であって、配達されたことは直接には証明されない。したがって、行政処分に関する文書を内容証明で送付する場合は、通常は配達証明を併用する。</p>

受領拒否等

4 受領拒否等

郵便物の受領拒否等があった場合、次のように処理される。

- (1) 配達証明、内容証明とも、あて先住所に該当者がいない場合又は転居先不明の場合は、その旨を明記して差出人に返送される。
- (2) 郵便物の受領が拒否された場合は、その旨の付箋を付けて、差出人に返送される。受領拒否の場合の付箋には拒否者の押印を求めるとされており、受取拒否の押印もあくまで拒否された場合は、配達人がその旨を付箋に記載することとされている。
- (3) 郵便物が相手方に届かなかった場合は、その旨が必ず差出人に通知される。

受領書の様式例

5 受領書の様式例

平成〇年〇月〇日
〇〇消防署長 殿
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 株式会社 〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印
受 領 書
平成〇年〇月〇日付け、〇〇第〇〇号の 警告書 命令書
は、確かに受領 しました。

内容証明郵便記載例

〇〇〇字第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇殿

〇〇消防本部〇〇消防署長 〇〇 〇〇

警 告 書

公印

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名称 〇〇ビル
用途 複合用途（飲食店、物品販売店、事務所）

上記対象物は、消防法第17条第1項違反と認めるので
下記のとおり履行するよう警告する。
命令を行ったときは、対象物に受命者の氏名、命令内容等
を記載した標識を設置するとともに、消防法令の定めると
ころにより公示する。

警告事項
平成〇〇年〇月〇日までに、自動火災報知設備を建物全体に
設置すること。（消防法施行令第21条）

（付記） 差出人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇消防本部〇〇消防署長

この郵便物は平成〇〇年〇月〇日
第 〇〇〇〇〇〇〇 号書留内容証明
郵便物として差し出したことを証明します
〇〇郵便局長

〇〇・〇〇
17.0.0
〇〇・〇〇 } 郵便局で押
印される

40行
又は
20行
以内

差出人
の住所
氏名を
記載

記 13字又は26字以内

内容証明郵便の作成上の記入要領

- ① 内容証明を作成する場合には、通常、定型化された市販の「内容証明書」（日本法令）用紙を使用しているが、用紙の大きさに規定はなく、罫線、マス目等が引かれている必要もない。文字数及び行数が次の条件に適合していれば、定型の用紙である必要はない。
- ② 内容証明郵便は3部複写で記入する。正本は相手方（受信者）に送付し、謄本の内1部は郵便局に保管され、残り1部は差出人（発信者）保管用として還付される。送付用正本に公印を押印する。3通とも封をせず持参し、書留内容証明郵便物等としたい旨を申し出て、料金を支払う。
- ③ 用紙に記載する文字数及び行数は「縦書き」の場合、1行20文字以内、1枚に26行以内で書くこと。ただし、謄本を「横書き」で作成する場合は、1行に13文字以内、1枚に40行以内、又は26文字以内、1枚に20行以内で作成することができる。

④ 文章中、文字を訂正、挿入、削除するときは、欄外の上に「何字訂正」又は「何字削除」若しくは「何字挿入」と字数を明記して差出人が押印する。（消防署長名で送付するものは、訂正印も「公印」となる。）捺印は1行中何字訂正、挿入、削除があっても一つでよい。このとき、訂正、削除または挿入した文字は、明らかに読み取れるように字体を残しておかなければならない。また、文字の改ざんは認められない。

⑤ 用紙の枚数が2枚以上になるときは、必ず1冊に綴じ、かつ綴目に契印（3部全て）を押印しなければならない。

⑥ 内容を証明すべき用紙内には、差出人（発信者）と受取人（受信者）の住所、氏名が末尾余白に付記されていなければならない。ただし、住所、氏名が文章の内容に記載されたものと同一であるときには省略することができる。

内容証明は、「文書発信人」ではなく「差出人」を証明するので、「発信人」の他に事務担当者、問い合わせ先等が記載されている場合、郵便局窓口で差出人の明記を求められることがある。その場合は、謄本だけに差出人住所、氏名を「付記」する。（付記にすれば内容証明の字数に算入されない。）

⑦ 内容証明郵便に使用できる文字は、「仮名」「漢字」及び「数字」で、それ以外のは「英字」（固有名詞に限る）及び「かっこ」「句点」その他、一般に使用される記号に限られる。句読点（・、。）等は1箇を1文字とみなす。ただし、（1）、（一）、（ア）などの文字または記号かっこをつけたものは文中の序列を示す記号として認められるものに限り、1文字で計算し、その他の場合は2文字として計算する。

⑧ 上記のほか、文章の組立方や言葉の使い方に、特に決まりはない。従って、必要要件が正しく記載されていけば、どんな表現でも差支えない。

⑨ パソコン等で作成することも可能である。この場合、3部が間違いなく同一のものであることを確認すること。パソコン等で印刷する場合は、通常のA4白紙を用いればよい。

⑩ 謄本の余白に証明がなされ、その場で還付される。

第2章 命令に係る処理要領

第1 命令に係る基本的事項

命令の意義	<p>1 命令の意義</p> <p>消防法上の命令は、行政庁としての市町村長、消防長又は消防署長などの命令権者が、消防法上の命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者（主として関係者）に対し、具体的な火災危険の排除や消防法令違反等の是正について、義務を課す意思表示であり、通常、罰則の裏付けによって、間接的にその履行を強制している。</p>																						
命令条項	<p>2 命令条項</p> <table border="0"> <tr> <td>① 消防法第3条第1項</td> <td>屋外における火災予防措置命令</td> </tr> <tr> <td>② 消防法第5条第1項</td> <td>防火対象物に対する火災予防措置命令</td> </tr> <tr> <td>③ 消防法第5条の2第1項</td> <td>防火対象物に対する使用停止命令</td> </tr> <tr> <td>④ 消防法第5条の3第1項</td> <td>防火対象物に対する消防吏員による火災予防措置命令</td> </tr> <tr> <td>⑤ 消防法第8条第3項</td> <td>防火管理者選任命令</td> </tr> <tr> <td>⑥ 消防法第8条第4項</td> <td>防火管理業務適正執行命令</td> </tr> <tr> <td>⑦ 消防法第8条の2第3項</td> <td>共同防火管理協議事項作成命令</td> </tr> <tr> <td>⑧ 消防法第8条の2の2第4項</td> <td>点検虚偽表示除去・消印命令</td> </tr> <tr> <td>⑨ 消防法第8条の2の3第8項</td> <td>特例認定虚偽表示除去・消印命令</td> </tr> <tr> <td>⑩ 消防法第17条の4第1項</td> <td>消防用設備等の設置維持命令</td> </tr> <tr> <td>⑪ 消防法第17条の4第2項</td> <td>特殊消防用設備等の設置維持命令</td> </tr> </table>	① 消防法第3条第1項	屋外における火災予防措置命令	② 消防法第5条第1項	防火対象物に対する火災予防措置命令	③ 消防法第5条の2第1項	防火対象物に対する使用停止命令	④ 消防法第5条の3第1項	防火対象物に対する消防吏員による火災予防措置命令	⑤ 消防法第8条第3項	防火管理者選任命令	⑥ 消防法第8条第4項	防火管理業務適正執行命令	⑦ 消防法第8条の2第3項	共同防火管理協議事項作成命令	⑧ 消防法第8条の2の2第4項	点検虚偽表示除去・消印命令	⑨ 消防法第8条の2の3第8項	特例認定虚偽表示除去・消印命令	⑩ 消防法第17条の4第1項	消防用設備等の設置維持命令	⑪ 消防法第17条の4第2項	特殊消防用設備等の設置維持命令
① 消防法第3条第1項	屋外における火災予防措置命令																						
② 消防法第5条第1項	防火対象物に対する火災予防措置命令																						
③ 消防法第5条の2第1項	防火対象物に対する使用停止命令																						
④ 消防法第5条の3第1項	防火対象物に対する消防吏員による火災予防措置命令																						
⑤ 消防法第8条第3項	防火管理者選任命令																						
⑥ 消防法第8条第4項	防火管理業務適正執行命令																						
⑦ 消防法第8条の2第3項	共同防火管理協議事項作成命令																						
⑧ 消防法第8条の2の2第4項	点検虚偽表示除去・消印命令																						
⑨ 消防法第8条の2の3第8項	特例認定虚偽表示除去・消印命令																						
⑩ 消防法第17条の4第1項	消防用設備等の設置維持命令																						
⑪ 消防法第17条の4第2項	特殊消防用設備等の設置維持命令																						
命令の形式	<p>3 命令の形式</p> <p>消防法上の命令は、要式行為ではないから、法的には口頭（口頭命令）であろうと文書（文書命令）であろうと、その形式は問わない。しかし、実務上は、命令内容を受命者に明確に示すことによって、後日、命令の存否や内容等について無用なトラブルを避けるためにも、また、命令違反を告発する場合の挙証資料とするためにも、緊急やむを得ない場合以外は、文書命令の形をとるべきである。</p>																						
教 示	<p>4 教 示</p> <p>(1) 不服申立ての教示</p> <p>① 命令書によって命令を発動する場合、又は利害関係人から教示を求められた場合は、行政不服審査法第57条第1項及び第2項に定めるところにより、不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を教示しなければならない。</p> <p>② 上級行政庁がある場合の不服申立ては審査請求であり、審査請求先は、処分庁（行政処分を行った行政庁）の直近上級行政庁である。上級行政庁がない場合の不服申立ては、異議申立てである。</p> <p>したがって、消防吏員が行う命令については消防長又は消防署長に、消防署長が行う命令については消防長に、また、消防長が行う命令に</p>																						

については市町村長に対する審査請求であり、市町村長が行う命令については市町村長に対する異議申立てとなる。

- ③ 審査請求期間については、消防法第5条第1項、同法第5条の2第1項及び同法第5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内（消防法第5条の4）、その他の命令の場合は、命令のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内である。（行政不服審査法第14条第1項、第45条）

④ 教示を誤った場合

ア 命令権者が、不服申立てをすべき行政庁について誤った教示をし、不服申立て人が教示された行政庁に不服申立てを行った場合は、はじめから権限のある行政庁に不服申立てをしたものとみなされる。

（行政不服審査法第18条、第46条）

イ 不服申立て期間について、誤って長く教示した場合は、不服申立て人がその期間内に不服申立てをすれば法定の期間内になされたものとみなされる。（行政不服審査法第19条、第48条）

⑤ 教示を怠った場合

ア 命令権者が、命令を行うにあたり、不服申立てを行う旨の教示を怠った場合は、教示義務（行政不服審査法第57条第1項、第2項）に違反することとなるが、命令と教示は別次元の行為であるから、教示を怠ったこと自体によって命令が無効又は違法となることはないものと解される。（東京地判昭和43年2月5日行集9巻2号168頁）

しかし、実務上は、速やかに書面（様式自由）により教示手続を補完しておくべきである。

イ 行政不服審査法第57条第1項の規定による教示をしなかったときは、命令について不服がある者は命令権者に対して不服申立書を提出することができる。（行政不服審査法第58条第1項）

(2) 取消訴訟の教示

① 取消訴訟の提起に関する事項の教示

ア 命令書によって命令を発動する場合は、行政事件訴訟法第46条第1項に定めるところにより、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間を書面（口頭とする場合を除く。）で教示しなければならない。

イ 取消訴訟の被告とすべき者は、命令を行った行政庁の所属する市町村である。したがって、消防長、消防署長又は消防吏員が行う命令については、これらの行政庁が所属する市町村（事務組合等）が被告となる。なお、当該被告とすべき者を教示する場合は、代表すべき者（代表者は市町村長（組合管理者等）となる。）も併せて教示すべきである。

ウ 出訴期間については、消防法第5条第1項、同法第5条の2第1項及び同法第5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、

当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 30 日以内（消防法第 6 条）、その他の命令の場合は、命令のあったことを知った日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内（行政事件訴訟法第 14 条）であるが、正当な理由があるときは、この限りではない。なお、その他の命令の場合は、処分の日から 1 年の出訴期間（行政事件訴訟法第 14 条第 2 項）もあるが、命令を知った日から 6 箇月の出訴期間の方がこれより先に経過することが命令の通知をする際に明らかであれば、先に経過することが明らかな出訴期間のみを教示すれば足りることから、通常の場合、命令のあったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月の出訴期間を教示することとなる。

② 教示を怠り、又は誤った場合

教示をしなかったり、実際より長期の出訴期間を教示するなど誤った教示をした場合は、当然に命令が取り消されるべきものとなり、あるいは無効になるものではない。しかし、教示義務が課せられていることから、出訴期間を経過しても取消訴訟を提起することができる「正当な理由」があるかどうか等の訴訟要件を欠いた場合の教示の必要性の判断に当たって、その事情が考慮されるものとなる。

命令書の交付

5 命令書の交付

名あて人に直接交付し、受領書を求める。

命令の公示

6 命令の公示

消防法第 5 条第 3 項及び同法第 11 条の 5 第 4 項（他の条文で準用する場合を含む）は、消防機関が措置命令を行った場合にその旨を公示しなければならないことを規定している。消防機関が措置命令を行った場合には、違反が継続している間、標識の設置や公報への掲載などにより措置命令の内容を周知する。

※ 公示が必要な命令

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ① 消防法第 5 条第 1 項 | 防火対象物に対する火災予防措置命令 |
| ② 消防法第 5 条の 2 第 1 項 | 防火対象物に対する使用停止命令 |
| ③ 消防法第 5 条の 3 第 1 項 | 防火対象物に対する消防吏員による火災予防措置命令 |
| ④ 消防法第 8 条第 3 項 | 防火管理者選任命令 |
| ⑤ 消防法第 8 条第 4 項 | 防火管理業務適正執行命令 |
| ⑥ 消防法第 8 条の 2 第 3 項 | 共同防火管理協議事項作成命令 |
| ⑦ 消防法第 17 条の 4 第 1 項 | 消防用設備等の設置維持命令 |
| ⑧ 消防法第 17 条の 4 第 2 項 | 特殊消防用設備等の設置維持命令 |

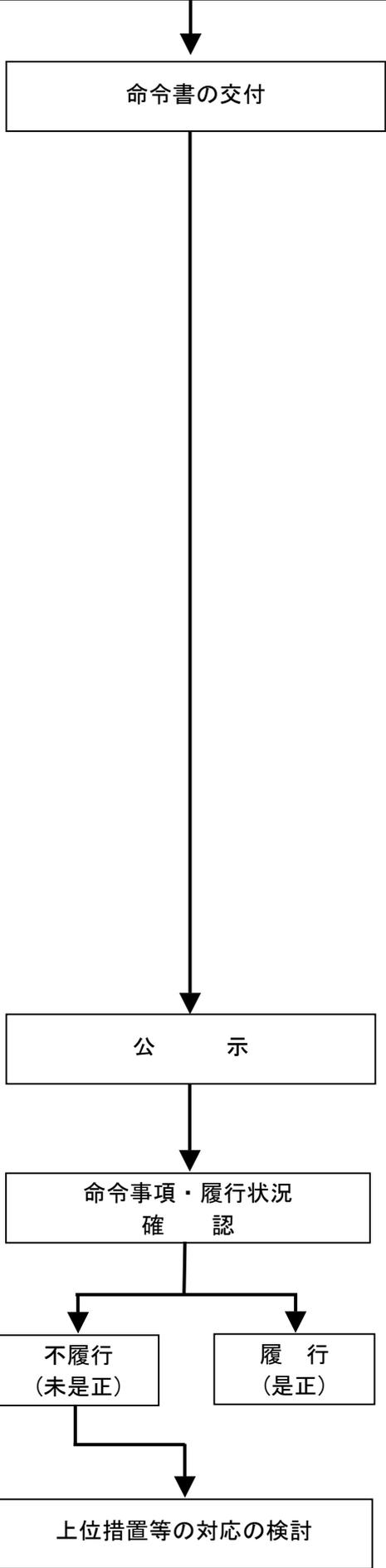
7 命令の解除

命令は、命令事項の履行において完結するのが原則である。

しかし、例えば、消防法第5条の2による建物の使用停止命令等の場合には、命令の要件である火災発生危険又は人命安全危険の判断、複数の法令違反全体をその評価基準にしていることから、命令事項の一部履行があった場合には、その全体の評価に変動が生じ、警察比例の原則等から命令の解除が必要となることがある。

第2 命令事務処理フロー

事務処理手順	処 理 要 領
<pre> graph TD A[命令処理の決定] --> B[直ちに命令を発動する事案(1)] A --> C[警告事項不履行(未是正)上位措置移行事案(2)] B --> D[命令要件の特定] C --> E[違反調査] E --> F[違反調査に基づく方針の決定] F --> G[事前手続] D --> H[命令書の作成] G --> H H --> I[] </pre>	<p>(1) 命令処分のための違反調査を実施する。 命令の場合の調査は、実況見分調査等により違反の事実を特定する。</p> <p>① 調査内容 ア 違反者 イ 違反発生日時 ウ 違反発生場所 エ 違反内容 オ その他命令要件の特定に必要な事項</p> <p>② 調査方法 ア 実況見分 イ 写真撮影 ウ 物証・書証の収集</p> <p>(2) 警告事項不履行（未是正）の場合は、その不履行事項を再確認する。</p> <p>違反調査報告書の作成（第3編第1章参照） 措置要件の確認 違反処理基準の照合 処分内容の決定</p> <p>事前手続事案</p> <p>① 聴聞対象（第4編第3章第2参照） 消防法第8条の2の3第6項（特例認定の取消し）</p> <p>② 弁明対象（第4編第3章第3参照） 消防法第5条第1項（防火対象物に対する火災予防措置命令） 消防法第5条の2第1項（防火対象物に対する使用停止命令） 消防法第5条の3第1項（防火対象物に対する消防吏員による火災予防措置命令） 消防法第8条第4項（防火管理業務適正執行命令） ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。</p> <p>法令に基づく行政庁の行政措置権の発動であり、様式の統一性、記載事項の正確性を期す必要があることに留意する。</p>



- (1) 警告事項不履行の場合又は火災危険が大きく、緊急に是正又はその他の措置を講ずる必要がある場合に、当該関係者に対し命令書を交付することにより命令を行うものとする。(第4編第2章第3命令書の作成要領参照)
- (2) 違反等の事実が明白で、かつ、火災予防上猶予できないと認める場合で、命令書を発行するいとまがないときは、違反の調査等を命じた職員に命令事項を告知させ、事後速やかに命令書を発行するものとする。
- (3) 消防法第3条第1項及び第5条の3第1項の規定に基づく命令は、立入検査その他の業務の遂行中において、違反処理基準に該当する違反を発見した消防吏員が、命令書を交付することにより命令を行うものとする。
- (4) 名あて人に直接交付し、受領書を求める。
なお、口頭による場合は、原則として、事後に命令書を交付し、受領書を求める。(この場合の命令書の日付は、当該命令を発動した日付とする。)
- (5) 手交できない場合は、下記のいずれかの方法による。
 - ① 名あて人の住所、居所、営業所又は事務所等において名あて人が不在の場合は、名あて人と相当の関係のある者(名あて人の従業員若しくは配偶者又は防火管理者等)が命令書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に命令書を交付することができる。この場合、交付したものに受領書を求める。
 - ② 直接交付ができない場合で、名あて人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことのできる。この場合、後日、名あて人から受領書を求める。
 - ③ 配達証明付き内容証明郵便により送達する。

違反が継続している間、標識の設置や公報への掲載などにより措置命令の内容を周知する。(第4編第2章第4参照)

命令を行った後は、履行期限まで静観することなく、電話・出向等により受命者の是正意思の後退又は中断のないように終始一貫した追跡指導を行う。
履行期限が到来したら、確認調査を実施する。

第3 命令書の作成要領

1 命令書の作成要領

命令書の作成要領については、警告書の作成要領（第4編第1章第3参照）によるほか次による。

① 名あて人

ア 名あて人は、当該命令事項の履行義務者を記入する。法人の代表者に対する場合には、必ず関係者の供述、商業登記簿等により厳密に確認する等して、履行義務者を特定する。

イ 住所は、個人経営者等を名あて人とする場合は、その者の住所又は居所を記入し、法人の代表取締役等に対する場合には、法人の本店の所在地等を記入する。

② 命令の主体

命令の主体は、消防署長名を記入し、押印する。

消防吏員による措置命令の場合は、当該吏員が署名又は記名、押印する。

③ 命令の対象となる防火対象物

ア 所在は、住居表示を確認してから記入する。（都道府県は省略しない。）

イ 名称は、法人名等を省略することなく正確に記入する。また、当該対象物に店名が付されているときは、店名を併記する等して対象物が正確に特定できるようにする。

ウ 用途には、命令の対象となる政令用途名を記入するが、複合用途対象物の場合でテナントなど一事業所に対し命令を行う場合は、当該用途のみ記入する。

④ 命令要件欄

「上記対象物は」の次は下記の要領にしたがって記入する。

ア 消防法第3条第1項、同法第5条第1項、同法第5条の2第1項、同法第5条の3第1項の命令の場合、命令の内容により、「火災の予防に危険」又は「火災が発生したならば人命に危険」、「消火、避難その他の消防の活動に支障となる」等を記入する。命令要件が複数となる場合は、「火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防の活動に支障となる」等と併記する。

イ その他の命令の場合

各命令規定に明示された命令の前提となる違反条項を記入する。

なお、根拠の異なる命令を併合して処理する場合は、各命令の前提となる違反条項を併記する。

⑤ 命令の根拠等

命令の根拠欄には、当該命令の根拠となる法条を記入するが、根拠の異なる命令を併合して処理する場合は、各命令の根拠法条を併記する。

⑥ 命令事項欄

当該命令規定によって措置することのできる範囲を逸脱することなく、是正すべき事項を明確に示すこととし、根拠の異なる命令を併合的に処理する場合は、命令の根拠ごとに記入する。

⑦ 命令の理由欄

ア 内 容

命令を行う理由となる事実を具体的に記載する。一般的には、法令違反の事実がこれに該当する。

イ 適用法条

⑥の命令事項の末尾に違反法条を記載する。ただし、命令要件欄に記載されている違反法条が本欄の内容に係る違反法条となっているときは、あらためて記入することを要しない。

⑧ 教示欄

ア 不服申立てとの教示（行政不服審査法第57条第1項）

※ 上級行政庁がある場合の不服申立は審査請求であり、審査請求先は、処分庁（行政処分を行った行政庁）の直近上級行政庁である。上級行政庁がない場合の不服申立ては、異議申立てである。

したがって、消防吏員が行う命令については消防署長に、消防署長が行う命令については消防長に、また、消防長が行う命令については市町村長に対する審査請求であり、市町村長が行う命令については市町村長に対する異議申立てとなる。

※ 審査請求期間については、消防法第5条第1項、同法第5条の2第1項及び同法第5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内（消防法第5条の4）、その他の命令の場合は、命令のあったことを知った日の翌日から、起算して60日以内である。（行政不服審査法第14条第1項、第45条）

- ・ 消防法第5条第1項、同法第5条の2第1項及び同法第5条の3第1項の命令の場合の例
「この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇に対し、審査請求をすることができます。」

- ・ ・以外の場合の例
「この命令に不服のある場合は、命令のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇に対し、審査請求をすることができます。」

- ・ ・と・を併合して処理する場合の例
「この命令に不服のある場合は、命令事項1については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内、命令事項2及び3については、命令のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、それぞれ〇〇に対し、審査請求をすることができます。」

イ 取消訴訟の教示（行政事件訴訟法第46条）

行政事件訴訟法の一部改正に伴い、取消訴訟を提起できる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、「当該処分又は裁決の取消訴訟の被告とすべき者」及び「当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間」等について教示することが新たに義務付けられた。

〈消防法の規定に基づく命令を発動する場合の教示の例〉

- ・ 消防法第5条及び同法第5条の2第1項の場合

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に、〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

- ・ 消防法第5条の3第1項の場合（消防長、消防署長以外の消防吏員による場合）

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に、〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

- ・ 上記以外の場合

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

作成例 1 「防火対象物全体の使用停止命令」(消防法第 5 条の 2 第 1 項第 2 号)

〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

① 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

② 〇〇消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

③ 所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 複合用途(飲食店、事務所)

④ ⑤
上記防火対象物は、火災が発生したならば人命に危険であると認めるので、消防法第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法の規定により処罰されることがある。

記

⑥ 1 命令事項
平成〇〇年〇〇月〇〇日以降次に掲げる事項を履行するまでの間、当該防火対象物を使用しないこと。

(1) 南側屋内階段地下 1 階、2 階、地上 3 階から 9 階部分の防火戸が撤去されているので、有効な防火区画となるよう改修すること。(建築基準法第 35 条、建築基準法施行令第 123 条第〇項)

(2) 建物全体にスプリンクラー設備を設置すること。(消防法第 17 条第 1 項、消防法施行令第 12 条第〇項第〇号、消防法施行規則第 14 条第〇項第〇号)

(3) 5 階から 8 階までの各階に避難器具を設置すること。(消防法第 17 条第 1 項、消防法施行令第 25 条第〇項第〇号、消防法施行規則第 27 条第〇項第〇号)

⑦ 2 命令の理由
(1)から(3)までの法令違反が併存し、火災が発生したならば人命に危険であると認めること。

⑧ 教 示
この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

① 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

② 〇〇消防本部
消防司令補 〇 〇 〇 〇 印
(署名又は記名、押印)

命 令 書

③ 所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 複合用途（飲食店、事務所）

④
上記防火対象物は、火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防の活動に支障
⑤
となることと認められるので、消防法第5条の3第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法の規定により処罰されることがある。

記

⑥ 1 命令事項
2階階段室内に存置されたロッカー、ダンボール、ビールケースを平成〇年〇月〇日〇時
〇分までに除去すること。

⑦ 2 命令の理由
2階階段室内にロッカー、ダンボール、ビールケースが存置されており、火災の予防に危
険であること並びに消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること。

⑧ 教 示
この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市〇〇
消防署長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告
として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇
市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の
翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができ
る。

第4 公示の方法

公示の趣旨	1 公示の趣旨 <p>防火対象物について命令を行ったときの公示は、防火対象物に火災予防上の危険があることや、消防法令違反があり、消防機関によって措置命令が発せられて、履行される前の状態にあることを周知することで、当該防火対象物の利用者や近隣の防火対象物の関係者等の第三者が、不測の損害を被ることを防ぐために必要な措置を講じることが可能になるようにするものである。</p> <p>なお、発せられた命令が即時に履行された場合には、公示の必要はない。</p>																
公示の主体	2 公示の主体 <p>通常、消防長又は消防署長である。</p>																
公示を必要とする命令	3 公示を必要とする命令 <table border="0"><tr><td>① 消防法第5条第1項</td><td>防火対象物に対する火災予防措置命令</td></tr><tr><td>② 消防法第5条の2第1項</td><td>防火対象物に対する使用停止命令</td></tr><tr><td>③ 消防法第5条の3第1項</td><td>防火対象物に対する消防吏員による火災予防措置命令</td></tr><tr><td>④ 消防法第8条第3項</td><td>防火管理者選任命令</td></tr><tr><td>⑤ 消防法第8条第4項</td><td>防火管理業務適正執行命令</td></tr><tr><td>⑥ 消防法第8条の2第3項</td><td>共同防火管理協議事項作成命令</td></tr><tr><td>⑦ 消防法第17条の4第1項</td><td>消防用設備等の設置維持命令</td></tr><tr><td>⑧ 消防法第17条の4第2項</td><td>特殊消防用設備等の設置維持命令</td></tr></table>	① 消防法第5条第1項	防火対象物に対する火災予防措置命令	② 消防法第5条の2第1項	防火対象物に対する使用停止命令	③ 消防法第5条の3第1項	防火対象物に対する消防吏員による火災予防措置命令	④ 消防法第8条第3項	防火管理者選任命令	⑤ 消防法第8条第4項	防火管理業務適正執行命令	⑥ 消防法第8条の2第3項	共同防火管理協議事項作成命令	⑦ 消防法第17条の4第1項	消防用設備等の設置維持命令	⑧ 消防法第17条の4第2項	特殊消防用設備等の設置維持命令
① 消防法第5条第1項	防火対象物に対する火災予防措置命令																
② 消防法第5条の2第1項	防火対象物に対する使用停止命令																
③ 消防法第5条の3第1項	防火対象物に対する消防吏員による火災予防措置命令																
④ 消防法第8条第3項	防火管理者選任命令																
⑤ 消防法第8条第4項	防火管理業務適正執行命令																
⑥ 消防法第8条の2第3項	共同防火管理協議事項作成命令																
⑦ 消防法第17条の4第1項	消防用設備等の設置維持命令																
⑧ 消防法第17条の4第2項	特殊消防用設備等の設置維持命令																
公示の方法	4 公示の方法 <p>公示の方法は、標識の設置、市町村公報への掲載その他総務省令第1条に基づき市町村長の定める方法によるものとし、標識は、当該防火対象物に出入りする人々が見やすい場所に設置する。市町村長の定める方法の例として、次のようなものがあげられる。</p> <ol style="list-style-type: none">① 当該消防機関が属する市町村の事務所での掲示② 当該消防本部及び消防署での掲示③ 当該消防本部または当該消防本部が属する市町村のホームページへの掲載（ただし、ホームページへの掲載は、他の方法と併せて行うものとする。）																
公示の期間	5 公示の期間 <p>標識等の公示期間は、原則として、命令事項が履行されるまでの間である。ただし、当該命令の取消し、撤回または命令の対象の消失などにより命令の効力が消滅した場合は、その時点で公示期間が満了する。</p> <p>また、一部の違反事項が是正され、又は代替措置が講じられたことにより、火災危険の程度と命令内容が均衡を欠き、当該命令の効力を継続させることが不適切となった場合（命令を解除する場合）にも公示の撤去を行う。</p>																

第5 公示の作成要領

1 標識の作成

命令の対象となる防火対象物等に対し、当該対象物（対象物の部分に対する命令の場合はその部分）を利用することができる全ての出入口付近に設置する。

① 防火対象物の所在地

命令の対象となる防火対象物の住居表示により記入する。

② 防火対象物の名称

ア 命令の対象となる防火対象物の名称を記入する。

イ 防火対象物の区分所有等、管理権原が分かれている部分が命令の対象となる場合は、当該部分の名称を記入し、カッコ書きで防火対象物名称を併記すること。

③ 命令を受けた者の氏名

ア 命令を受けた者の氏名を記入し、法人の代表者や関係者として命令を受けた者の場合は、その事業所名及び職名を併せて記入する。

イ 区分所有者全員に対する命令等、同一の命令事項を一定の受命者に発する場合は、それぞれの氏名を句点で区切って列記することができる。

（例）「レストラン〇〇 品川太郎、有限会社〇〇商事 代表取締役 港一郎」

④ 命令年月日

命令を行った年月日を記入する。

⑤ 命令条項

命令の根拠となる条項を記入する。複数の根拠条項を適用する場合は「及び」を用いて列記する。

（例）「消防法第8条第3項及び同法第17条の4第1項」

⑥ 命令事項

ア 命令書の命令事項を記入する。

イ 複数の命令事項を記入した標識について、設置後に一部の命令事項について履行が確認された場合は、その都度履行されたものを削除して未履行の命令事項のみを記入した標識を新たに作成し、既設の標識と貼り替えること。

⑦ 公示年月日

標識を設置する日付を記入する。

⑧ 公示主体

ア 公示を行う消防署長を記入する。

イ 消防署長の個人名及び公印は必要ない。

⑨ 公示条項

公示の根拠となる条項を記入し、複数の根拠条項に基づく場合は「及び」を用いて列記する。

2 標識の大きさ

標識の大きさは、A3（縦42cm×横29cm）からB3（縦72cm×横51cm）程度を目安とする。

消防法による命令の公告

- ① 防火対象物の所在地 ○○市○○町○番○丁目○番○号
② 防火対象物の名称 ○○○ビル
③ 命令を受けた者の氏名 株式会社○○○○
代表取締役○○○○

この防火対象物は、消防法に違反しているので、平成○年○月○日、消防法第 17 条の 4 第 1 項に基づき次の事項を命じたものである。

⑥ 命令事項

平成○年○月○日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。

⑦ 平成○年○月○日

⑧ ○○消防本部
○○消防署長

注意

- ⑨
- 1 この標識は、消防法第 17 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置したものである。
 - 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

第3章 聴聞・弁明に係る処理要領

第1 聴聞・弁明制度に係る基本的事項

聴聞・弁明制度の根拠	1 聴聞・弁明制度の根拠 行政庁が法令に基づき、特定の者を名あて人として義務を課したり、権利を制限する不利益処分を行う場合には、行政手続法第13条の適用を受け、不利益処分を受ける者に対して聴聞又は弁明の機会を与えなければならないとされている。この手続を経た後でなければ処分を行うことはできない。
聴聞が必要な不利益処分	2 聴聞が必要な不利益処分 行政手続法上、聴聞手続を必要とする不利益処分は次に該当する場合で、防火規制面では、消防法第8条の2の3第6項による防火対象物定期点検報告制度による特例認定の取消しが本手続の必要な不利益処分に該当する。 ① 許認可等を取り消す不利益処分 ② 名あて人の資格又は地位を直接はく奪する不利益処分 ③ 法人の役員・業務従事者の解任を命ずる不利益処分または会員の除名を命ずる不利益処分 ④ ①から③までに掲げる不利益処分以外の処分で行政庁が相当と認めるもの
特例認定の取消し要件	3 特例認定の取消し要件 消防法第8条の2の3第1項による認定を受けた防火対象物が次の事項に該当する場合（消防法第8条の2の3第6項） ① 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき ② 消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき ③ 消防法第8条の2の3第1項第3号に基づく基準に該当しなくなったとき ※ 消防法第8条の2の3第1項第3号に基づく基準（消防法施行規則第4条の2の8） 1 防火対象物の点検基準（消防法施行規則第4条の2の6第1項）に適合していること 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は消防法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていること 3 消防法第17条の3の3の規定を遵守していること 4 法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長等が定めている基準に適合していること

弁明が必要な不利益処分

4 弁明が必要な不利益処分

弁明手続きを必要とする不利益処分は、原則として、聴聞手続きを必要とする不利益処分以外の処分、防火規制面からは、次の命令が該当する。

- ① 防火対象物の改修、除去等の命令（消防法第5条）
- ② 防火対象物の使用禁止等の命令（消防法第5条の2）
- ③ 防火対象物における物品の除去等の命令（消防法第5条の3）
- ④ 防火管理上行うべき業務についての措置命令（消防法第8条）

ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。

聴聞又は弁明手続きを必要としないもの

5 聴聞又は弁明手続きを必要としないもの

不利益処分のうち、聴聞手続又は弁明手続を必要としないものは、次のとおりである。

(1) 行政手続法第13条第2項第1号に該当する、公益上、緊急に不利益処分を行う必要があるため、意見陳述のための手続を執ることができない場合として、防火規制面から次の措置命令において緊急に発動しなければならない場合等が該当する。

- ① 防火対象物の改修、除去、工事の停止、中止等の命令（消防法第5条第1項）
- ② 防火対象物の使用禁止等の命令（消防法第5条の2第1項）
- ③ 防火対象物における物品の除去等の命令（消防法第5条の3第1項）
- ④ 百貨店等における喫煙・裸火等の解除承認の取り消し（条例(例)第23条第1項ただし書）

(2) 行政手続法第13条第2項第2号に該当する法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合、必ずすることとされている不利益処分、その資格の不存在または喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料によって直接証明された場合。

(3) 行政手続法第13条第2項第3号に該当する施設、設備の設置・維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術基準をもって明確にされている場合で専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であって、その不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認される場合として、防火規制面から次の措置命令が該当する。

- ① 防火管理者の選任命令（消防法第8条第3項）
- ② 共同防火管理関係協議事項の作成命令（消防法第8条の2第3項）
- ③ 消防用設備等の設置維持命令（消防法第17条の4第1項）
- ④ 特殊消防用設備等の設置維持命令（消防法第17条の4第2項）

第2 聴聞事務処理（特例認定取消）フロー

事務処理手順	処 理 要 領
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">特例認定を受けた対象物</div>	<p>消防法第8条の2の3第1項に基づく特例認定を受けた対象物であることを確認する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">取消し要件に該当</div>	<p>消防法第8条の2の3第6項の要件に該当するか確認する。 （第4編第3章第1、3参照）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">聴聞主宰者の指名</div>	<p>聴聞通知書の交付までに聴聞を主宰する者を指名する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">聴聞通知書の送付</div>	<p>聴聞を行うべき期日までに相当の期間において不利益処分の名あて人となるべき者に対し聴聞通知書により通知する。 （聴聞関係様式例1参照）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">聴聞の実施</div>	<p>聴聞の出席者は、聴聞主宰者、行政庁、被聴聞者、事務局員とする。 被聴聞者が欠席した場合は、原則として聴聞が開催されたものとして処理を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">出 席</div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">欠 席</div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">聴聞調書の作成</div>	<p>聴聞調書は聴聞主宰者が作成する。 （聴聞関係様式例2参照） 聴聞調書は聴聞の審理の経過を記載した調書であり不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述を明らかにしておく。 また、当事者等から提出された証拠書類を添付する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">聴聞報告書の作成</div>	<p>聴聞報告書は聴聞主宰者が作成する。 （聴聞関係様式例3参照） 不利益処分の原因となる事実について当事者等の主張に理由があるかどうかについて意見を記載する。 聴聞調書とともに行政庁に提出する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">特例認定取消書の交付</div>	<p>取消しの決定を行ったときは、違反が是正された場合においても特例認定取消書を交付するものとする。 （聴聞関係様式例4参照）</p>

第3 弁明事務処理フロー

事務処理手順	処 理 要 領
<pre> graph TD A[消防法令違反等] --> B[命令等発動事案 (不利益処分)] B --> C[事前手続の検討] C --> D[不要] C --> E[弁明] C --> F[聴聞] D --> G[命令の発動] E --> H[弁明の機会の付与通知書の交付] F --> I[聴聞手続] H --> J["(口頭弁論)"] H --> K[弁明の機会の付与の公示 (所在不明等)] J --> L[弁明の実施 弁明調書の作成] K --> M[弁明書提出] K --> N[弁明書未提出] M --> L N --> L L --> O[処分の決定] O --> P[処分] O --> Q[不処分] P --> R[命令の発動] Q --> S[改修指導] </pre>	<p>違反処理基準の適用要件の確認をする</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1次措置としての命令 ② 警告後の不履行による2次措置等 <p>命令発動に先立ち、弁明等の事前手続きが必要な事案であるかの確認をする。</p> <p>弁明における行政庁は、命令の根拠法条により消防長、消防署長又は消防吏員である。</p> <p>行政庁は、弁明者の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、名あて人となるべき者に配達証明郵便又は内容証明郵便の取扱いにより通知書を交付する。</p> <p>名あて人となるべき者の所在が不明な場合は、公示により通知する。（公示後2週間で通知がなされたものとみなされる。）（行政手続法第15条第3項）</p> <p>関係者から弁明書及び証拠書類等が提出された場合は、これを受理する。</p> <p>口頭による弁明の場合、弁明を録取り弁明調書を作成する。代理人の選任については、聴聞と同様。（行政手続法第31条）</p> <p>行政庁は、弁明（書）の内容について当事者の主張に理由があるか、また、命令の発動を留保すべき情状等があるか等について調査し、命令を行うか否かの決定をする。</p>

第4 聴聞・弁明関係様式

1 聴聞・弁明手続き

聴聞・弁明の手続きについての流れは、各市町村若しくは各消防本部の聴聞及び弁明の機会の付与に関し定められた規程等によるが、聴聞事務及び弁明事務の手続きのフローについては別掲のとおりである。

2 聴聞関係様式

(1) 聴聞開催の通知書

聴聞開催の通知は、聴聞期日、場所等の必要事項を不利益処分の名あて人に対して通知するものである。

また、名あて人の所在が判明しない場合、行政手続法第15条第3項に基づき、公示送達の方法により行い、公示場所は消防署等とし、掲示開始から2週間を経過した時点で通知が到達したものとみなす。

(2) 聴聞調書

聴聞調書は聴聞の審理の経過を記載した調書であり、聴聞主宰者が作成する。不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておく。

また、当事者等から提出された証拠書類等を添付する。

(3) 聴聞報告書

聴聞報告書は聴聞主宰者が作成する。不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載し、聴聞調書とともに行政庁に提出する。

(4) 特例認定取消書

特例認定の取消を決定したときは、特例認定取消書を交付する。

(5) 代理人資格証明書

弁明又は聴聞の通知を受けたものが、代理人を選任した場合は、書面でその旨を当該消防機関に届出ることとされている。

(6) 代理人資格喪失届出書

弁明又は聴聞の通知を受けたものが、代理人を解任した場合も、書面でその旨を当該消防機関に届出ることとされている。

3 弁明関係様式

(1) 弁明の機会の付与の通知書

弁明は、不利益処分を受ける者に、原則として書面（弁明書）による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行う手続きである。弁明の機会の付与の通知は、弁明書の提出期限等の事項を不利益処分の名あて人に対し、通知するものである。

口頭による弁明の機会の付与が行われた場合は、弁明を録取しておくことが必要となる。

(2) 弁明調書

弁明の記録は弁明調書を作成し、署名及び押印を求める。弁明調書の作成要領は、聴聞調書と同様である。

(3) 代理人資格証明書・代理人資格喪失届出書

弁明における代理人の選任及び解任における手続きについては、聴聞の際の同手続き（行政手続法第16条）を準用する。（同法第31条）

聴聞関係様式例 1 聴聞開催の通知書

〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 殿

〇〇消防本部
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

聴 聞 通 知 書

行政手続法第 13 条第 1 項の規定に基づき、あなたに対する下記事実を原因とする不利益処分に係る聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

聴聞の件名	消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項による認定（以下「特例認定」という。）の取消し
予定される不利益処分の内容	特例認定の取消し
根拠となる法令の条項	消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項
不利益処分の原因となる事実	別紙「不利益処分の原因となる消防法令違反事実について」のとおり
聴聞の期日	平成〇年〇月〇日（〇）午前〇時〇分から
聴聞の場所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇消防署会議室
聴聞に関する事務を所掌する組織名称・所在及び聴聞主宰者	（組織名称） 〇〇消防署〇〇課 （所 在） 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 （聴聞主宰者） 〇〇 〇〇

- 教示 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 あなたは、聴聞への出頭に代えて処分に対する陳述書及び証拠書類等を聴聞期日までに聴聞主宰者へ提出することができます。
- 3 あなたは、聴聞が終結するまでの間、処分の原因となる事実を証する資料（別表「処分の原因となる事実の認定資料目録」を参照。）の閲覧を行政庁に求めることができます。

- 備考 1 あなたは聴聞に関して、代理人を選任することができます。
この場合、聴聞開始までに代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、事前に〇〇〇許可申請書により聴聞主宰者に申請してください。
- 3 あなた又は代理人が正当な理由がなく出席しなかったときは、聴聞を行ったものとして処分を決定します。
- 4 あなた又は代理人が聴聞期日に出席できない正当な理由があるときは、出席できない理由を平成〇年〇月〇日（〇）までに下記問い合わせ先に連絡してください。
- 5 あなた又は代理人は正当な理由がある場合は、行政庁に対し聴聞期日変更申請書により聴聞の期日の変更を申し出ることができます。

〇〇消防署
担 当 〇〇 〇〇
電 話 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇

別表（処分の原因となる事実の認定資料目録）

処分の原因となる事実の認定資料目録				
番号	資料等名称	丁数	資料作成等年月日	備考欄
1	違反調査報告書	2丁	平成○年○月○日	本件不利益処分の原因となる事実認定資料
2	質問調書	10丁	平成○年○月○日	
3	実況見分調書	4丁	平成○年○月○日	
4	命令書	1丁	平成○年○月○日	
5	受領書	1丁	平成○年○月○日	

平成○年○月○日

聴聞調書

(聴聞主宰者)

(職・氏名) ○ ○ ○ ○ 印

記

- 1 聴聞の件名
消防法第8条の2の3第1項による認定（以下「特例認定」という。）の取消しについて
- 2 聴聞の期日
平成○年○月○日（○） ○時○分から○時○分まで
- 3 聴聞の場所
○○消防署 ○階会議室 ○○市○○町○丁目○番○号
- 4 聴聞当日出頭者
○○株式会社 代表取締役 ○○○○
○○県○○市○○町○丁目○番○号
- 5 説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名
○○消防署○○課○○係長 ○○ ○○
- 6 前1に係る行政庁職員の説明の要旨
 - (1) 予定される不利益処分内容及び根拠条項
特例認定の取消し。（消防法第8条の2の3第6項）
 - (2) 不利益処分の原因となる消防法令違反事項及び根拠条項
 - ① 違反概要
平成○年○月○日、○○市○○町○丁目○番○号○○ビルにおいて、立入検査を実施したところ、5階の事務所が退店し、替わって平成○年○月○日飲食店が入店したことにより、ビル全体の収容人員が500名を超え、放送設備が未設置となったもの。
 - ② 違反事項（根拠条項）
放送設備未設置（消防法第17条第1項、消防法施行令第24条第3項第3号）
- 7 前6に係る出頭者の意見陳述の要旨（提出された陳述書等における意見の要旨を含む。）
 - (1) 本件不利益処分の原因となる事実（消防法令違反事項）については異論はなく、これら事実を全て認めた。
 - (2) その他情状に関する意見陳述については、一切なかった。
- 8 当事者等より提出された証拠書類等の標目
提出された証拠書類等はなし
- 9 上記以外の参考事項
本件聴聞審理の記録については、別添「聴聞実施記録」のとおり

備考 聴聞審理において参考となった書面・図面・写真などの資料を添付すること。

聴聞関係様式例3 聴聞報告書

〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇消防本部
〇〇消防署長 殿

(聴聞主宰者)
(職・氏名) 〇 〇 〇 〇 印

聴 聞 報 告 書

聴聞通知書（平成〇年〇月〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号）に係る聴聞を終結したので、その結果を報告します。

記

聴聞の件名	消防法第8条の2の3第1項による認定の取消しについて
聴聞当事者等の主張	<p>聴聞当事者（〇 〇 〇 〇）</p> <p>聴聞当事者は本件利益処分の原因となる事実（消防法令違反事項）を全て認めた上で、これら事実に対する新たな主張及び立証等は一切行わなかった。</p> <p>また、本件不利益処分の原因となる事実（消防法令違反事項）については深く反省しており、違反事項に対する改修計画を立て、早急に改修すると述べた。</p>
聴聞当事者等の主張に対する主宰者の意見	<p>別添え「聴聞調書等」のとおり、聴聞の審理中、逐次、当事者（〇〇〇）に対し、自己の権利利益を擁護する機会を与えたにもかかわらず、当事者は本件不利益処分の原因となる事実に対しては、新たな主張及び立証は行うことなく、これら事実の存在を全て認めた。</p> <p>また、本件不利益処分を行うことについても、当事者から反論はなく、異議がない旨の陳述を行った。</p> <p>したがって、本件聴聞において、当事者側の主張及び新たな立証並びに情状等に関する事項については一切なかったものと判断し、不利益処分に当たり、参酌すべき特段の事情はないものと思料する。</p>

備考 聴聞調書等を添付すること。

〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

特例認定取消書

あなたの管理する下記防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項第2号の規定に該当するため、同項の規定に基づき特例認定を取り消す。

記

- 1 防火対象物所在地、名称等
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇ビル
- 2 特例認定年月日・番号
平成〇〇年〇月〇〇日 〇〇第〇〇号
- 3 特例認定取消(処分)の理由となる事実
上記防火対象物の5階に飲食店が入店したことによりビル全体の収容人員が500名を超え、放送設備未設置(消防法第17条第1項違反)となったもの。

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市町村長(消防長)に対して審査請求することができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

代理人資格証明書

〇〇消防本部
 〇〇消防署長 殿

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏 名 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 年 〇 月 〇 日〇〇消防署会議室 において行われる聴聞
~~弁明~~通知書（平成〇年〇月〇日付け第〇号）に係る~~弁明の機会~~の付与 について、

聴 聞

下記の者を代理人に選任し、~~弁明の機会~~の付与 に関する一切の行為を委任します。

記

聴 聞 の件名 弁明	消防法第8条の2の3第1項による認定の取消しについて
代 理 人 住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
代 理 人 氏 名 等	〇 〇 〇 〇 職 業 〇〇〇 昭和〇年〇月〇日生（〇歳）

備考 聴聞調書等を添付すること。

代理人資格喪失届出書

〇〇消防本部
 〇〇消防署長 殿

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏 名 〇 〇 〇 〇 印

代理人資格証明書（平成〇年〇月〇日付け）により代理人として届け出た、下記の者が代理人の資格を失ったので届出ます。

記

聴 聞 の件名 申 明	消防法第8条の2の3第1項による認定の取消しについて
代理人資格喪失者住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
代理人資格喪失者氏名等	〇 〇 〇 〇 職 業 〇〇〇 昭和〇年〇月〇日生（〇歳）

弁明関係様式例 1 弁明の機会の付与の通知書（文書で行う場合）

〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

弁明の機会の付与の通知書

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇消防本部
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

行政手続法第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり文書により弁明の機会を付与しますので、弁明書を提出してください。

弁明の件名	消防法第 8 条第 4 項の規定による行政処分
予定される不利益処分の内容	防火管理業務適正執行命令
根拠法令及び条項	消防法第 8 条第 4 項
弁明書の提出先及び提出期限	提出先 〇〇消防署 提出期限 平成〇年〇月〇日
不利益処分の原因となる事実	消防計画により自衛消防隊に指定された従業員に対する教育が実施されておらず、自衛消防隊員としての活動ができないなど、防火管理業務が適正に実施されていないこと。
連絡・照会先	所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 名称 〇〇消防署予防課〇〇係 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- (注意) 1 代理人に弁明させようとするときは、代理人資格証明書を、上記の「連絡・照会先」に提出してください。
- 2 証拠書類又は証拠物を提出する場合には、提出物目録を併せて提出してください。

〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

弁明の機会の付与の通知書

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇消防本部
〇〇消防署長 〇〇 〇〇 印

行政手続法第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり口頭により弁明の機会を付与しますので、この通知書を持参して、出席してください。

弁明の件名	消防法第 8 条第 4 項の規定による行政処分
弁明の期日	平成〇年〇月〇日（〇）午前〇時〇分から
弁明の場所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇消防署〇階会議室
予定される不利益処分の内容	防火管理業務適正執行命令
根拠法令及び条項	消防法第 8 条第 4 項
不利益処分の原因となる事実	消防計画により自衛消防隊に指定された従業員に対する教育が実施されておらず、自衛消防隊員としての活動ができないなど、防火管理業務が適正に実施されていないこと。
連絡・照会先	所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 名称 〇〇消防署予防課〇〇係 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- （注意）
- 1 代理人に弁明させようとするときは、代理人資格証明書を、上記の「連絡・照会先」に提出してください。
 - 2 やむを得ない理由により弁明の期日を変更したいときは、弁明期日変更申請書により〇日前までに上記の「連絡・照会先」に申し出てください。
 - 3 証拠書類又は証拠物を提出する場合には、提出物目録を併せて提出してください。

平成〇年〇月〇日

弁 明 調 書

職・氏名 ○ ○ ○ ○ 印

記

- 1 弁明の機会の付与件名
消防法第〇条第〇項の規定による行政処分

- 2 弁明の日時及び場所
平成〇年〇月〇日 (〇) 〇時
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇消防署 〇階会議室

- 3 弁明当日出頭者
 - (1) 当事者の氏名・住所
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
 - (2) 代理人の氏名・住所

- 4 当事者及び代理人の弁明の要旨
 - (1) 本件弁明内容及び不利益処分の原因となる事実について異論なく全て認めた。
 - (2) その他状況に関する意見陳述は一切なかった。

- 5 証拠書類等の標目
提出された証拠書類なし。

- 6 上記以外の参考事項
別添弁明実施記録のとおり。

備考 弁明において参考となる書面・図面・写真などの資料を添付すること。